

○中島源陽委員長 本委員会に付託されました議第一号議案ないし議第十五号議案、議第六十二号議案ないし議第七十六号議案を議題といたします。

三月四日に引き続き、総括質疑を行います。

自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて五十五分です。わたなべ拓委員。

○わたなべ拓委員 畠山和純先輩委員の前座を務めます、わたなべ拓でございます。まず、ロシアの侵略に抵抗するウクライナ国民とロシアの侵略に抗議する世界中の心ある人々と連帯の意を表します。

最初に、仙台医療圏地域医療構想推進費八千三百六十万円が計上されています。県立がんセンター付設の研究所、ティッシュ・バンクセンターなど、基礎研究と臨床の結節点として政策医療に不可欠の貢献をしております。ちなみに、国際共同治験が九三％を占め、科学研究費の獲得額は類似の全国七か所のがんセンターでは圧倒的にトップの実績を誇ります。他方、病院統合の先行事例の全てにおいて県立病院主体で統合されているという現実もございます。がん制圧の重要な政策医療機能を維持するためにも、仮に県立がんセンターと赤十字病院との統合の場合には、県立病院主体であるべきと考えますが、どうでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 統合による新病院の運営主体については、再編の効果を最大化する観点から、がん・周産期・救急などの政策医療を総合的に担う病院を安定的に運営できることが第一に求められますので、この点を踏まえて協議していきたいと考えております。なお、がんの先端的研究を行っている県立がんセンターの研究所については、東北大学病院をはじめとする県内の研究医療機関との連携と補完を念頭に、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 今回の統合によって得られるプラスの効果よりも、現状、がんセンターが果たしておられる、より大きな公益を失うことになっては何の益もないということになりかねない。こういったところに留意して政策医療をしっかり維持していただきたいと存じます。県立がんセンターの高精度放射線治療機器を備えた集学治療棟というものがありますが、これは築九年にすぎません。また、緩和ケア病棟は築二十年、最も古い本館ですら築二十九年であります。耐用年数に関する国の省令、また、県有施設の

耐用年数・予防保全の県の考え方によれば、病院施設の耐用年数は三十九年、これに耐用年数が三〇%伸びるように長寿命化することが基本となりますが、この場合耐用年数は五十年が基本となります。本館ですらあと二十年、集学治療棟はあと四十年も耐用年数を残すわけですが、これらを用途廃止しての移転は取り得ないものと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 昨年九月、日本赤十字社と県との間において、周産期医療や救急医療、がん医療、災害医療、新興感染症対策を担う拠点病院の整備について協議の開始に合意したところであります。立地場所については、仙台医療圏の課題解決の観点から名取市が望ましいと考えておりますが、お話のように、県立がんセンターの現有施設を使うことについては、今後協議により定める運営主体がどう考えるかにもよりまずけれども、周産期や救急を含む今後導入すべき機能を十分に果たせる立地点であるかどうか。それから、診療内容が異なるので、相当の改修等の経費が見込まれること、また新病院の開院までに数年を要しますが、その時点では本館は三十数年が経過することになります。現在の仙台赤十字病院が築三十九年ではありますが、その程度の経過年数になることなどを考えますと、難しいものと考えております。

○わたなべ拓委員 数字で見えていくと本館以外のものは、かなり新しいものですから、これは現地に維持されるのが客観的に妥当ではないかという見立てもしつかり留意していただきたいと思えます。精神医療センターの医療従事者、こちらは名取市と仙台市太白区在住の方が大半であります。ちなみに、職員全体の五七%を占めるのであります。仙台市太白区以南の市町在住者だけで、職員全体の実に七二%を占めるわけであります。持家比率は六八%であります。富谷市に精神医療センターを移転した場合には、夜勤に耐え得ないのではないかと危惧するものであります。多数の退職者が出ることも考えられると。そうすると、貴重な経験のある医療人材を失いかねないと危惧しております。また、これまでの多年にわたる近隣の地域医療機関との連携関係の蓄積、あとは何よりも地域社会の理解など、有形無形のこうした資産を失うことになりかねないものでありますから、富谷市への精神医療センター移転は、私は得策ではないのではないかと考えております。そもそも、精神医療センターですけれども、平成二十五年に県立がんセンターの西側隣地への移転を検討していたと。ところが、平成二十八年九月に至り、敷地

の六二%を占める地権者との調整が不調だったことにより、西側隣地への移転を断念して、他所への単独移転方針を経て昨年九月の東北労災病院との合築案に至るわけであります。ところがこの間、西側隣地の地権者の状況も変化したと仄聞いたします。私が先週法務局で調べてきたのですけれども、この交渉が不調だった地権者は平成三十年九月に相続が発生しております。地権者が代替わりしております。恐らくこれは、知事も御存じだと思います。この相続人は、譲渡に前向きな意向を示していたということが、行政関係者からの聞き取りで分かりました。県も名取市も、昨年の九月までは相続人が譲渡の意向を示されていたという事実を御存じですよね。また、知っているべきとも思いますが、この際当初案である県立がんセンター―西側隣地への移転こそ最優先で検討すべきではないかと考えます。特に先ほど申し上げたリスクもあるわけですから、無理筋にこだわるのではなくて、当初案のがんセンター―西側隣地への移転なら、さきに述べた不都合も回避でき、妥当と考えますが、知事の所見を伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 昨年九月に労働者健康安全機構と県の間において、精神医療、災害医療、救急医療を強化するため、精神医療センターと東北労災病院との合築による新たな拠点病院の整備の検討を開始することに合意いたしました。立地場所は、全県的な視野及び仙台医療圏北部の課題解決の観点から富谷市が望ましいと考えております。御指摘ありましたがんセンター―西側隣接地であります。以前、精神医療センターの移転先地として検討していた経緯はそれとおりであります。改めて用地取得が必要になることや事業認定、開発許可、農振除外、農地転用、埋蔵文化財調査などの行政手続が必要となり、造成に着手できるまでに長期の期間を要することになるものと考えております。

○わたなべ拓委員 本質的な反論になってないと思いますね。これは、根本的に検討し直すのが妥当だと思えます。二月二日の知事答弁で、知事はこうおっしゃってます。「行政は一旦事業を始めてしまうとなかなか止めることができない。止めると行政が誤っていたことを認めることになる。おかしいと思ったら勇気を持って一旦立ち止まるべき。」と、大変立派な答弁をされています。知事、今ここでそうすべきではないでしょうか。私はそう思います。調査業務の委託先決定時期について、さきの答弁で今年五月中の契約締結を見込んでいるとの答弁がありました。もうすぐですよ。この調査事項

を県立がんセンターと仙台赤十字病院に加えて、県立精神医療センターの統合に改めるべきと考えられます。少なくとも更に調査事項を追加して、がんセンターと精神医療センターの統合、ないし、がんセンターと赤十字病院に加えて精神医療センターの統合の組合せ、これについても追加的に検討すべきだと考えますが、知事、いかがお考えですか。

○村井嘉浩知事　まずは、知事選挙でも公約をしたようにツープラスツーで話し合いをスタートいたします。ただ、何度も申し上げているように、本当にこれから話をスタートするということで、まだ詳しい場所も病床数も職員をどうするかということ、また診療をどうするかということも決まっております。先ほど部長が答弁したように、私は何度も答弁して繰り返し言いませんけれども、やはり精神医療センターは宮城県へのその部分の富谷市辺りが最適ではないかと思っておりますし、がんセンターと病院をくっつけて、総合的に診療できたほうがいいのではないかという思いは持っております。ただ、何度も言いますが、まだ決まっておりますので、今後の話し合いの中では、今、わたなべ委員がおっしゃったような形になることも可能性としてはあるだろうと、私は思っております。まずは、コンサルにしっかりと調べさせて、その上で一番ベストの案というものを求めて、そして、受けてくれる病院がどういう考えなのかということをしつかりと確認してまいりたいと思っております。

○わたなべ拓委員　知事からも一定程度含みを持たせた答弁をいただいたと思っております。ただ、八千三百六十万円もの額の予算をつけておりますから、初動の時点で検討事項に先ほど私が主張した名取市におけるがんセンター隣地における統合というものも検討事項にあらかじめ入れておくということ、これは五月中の契約ということを視野に入れるとなれば必須だと思っております。これは、知事の一存でできることですから、ぜひとも前向きに考えていただきたいと存じます。論語の一つの、「過ちては改むるに憚ることなかれ」ということを知事はおっしゃいましたので、ぜひとも期待しております。

さて、次に上工下水一体官民連携運営費二千五百九十三万円が計上されております。いよいよ来月から水道みやぎ型管理運営方式が導入され、ヴェオリアによる運営が始まります。この運営権は、譲渡可能なわけですので、残念ながらグローバルなリスクに直接さらされることになるわけですが、気になる先例として、二〇一三年にヴェオリア

がポルトガルの水事業子会社をチャイナの北京市政府系の世界第四位の水メジャー会社、北腔水務集団に売却した件があるわけであります。人権侵害的な独裁国、しかも反日国の政府が支配する水を飲みたいと思う県民は一人もいないわけであります。昨今、経済安全保障の観点、ESGの重視のほかに、ビジネスにおける人権重視、いわゆる人権デュー・デリジェンスの取組が世界的なスタンダードとなっておりまます。取引先の人権侵害リスクの調査や是正の義務づけなどが、EU諸国、米英で急速に進んでおります。また、人権侵害に関与した外国当局者らに制裁を科すことができるマグニツキー法の整備が一般化しております。政府も今年の夏までに人権デュー・デリジェンスの指針の策定にあわせて、日本版マグニツキー法の検討を進めると岸田総理も声明を出しております。今後、ウイグル民族等に対する深刻な人権侵害に関係するチャイナ企業との取引自体がデュー・デリジェンスの対象となり、人権リスクが明らかかな主体は取引から締め出されることとなります。ところで、運営権の譲渡ですが、PFI法第二十六条第三項第二号によれば、いわゆる募集要項に照らして適切な譲渡・移転でなくてはならないとありますが、現行の募集要項には人権デュー・デリジェンスの観点は盛り込まれていないわけでありまます。そこで、募集要項と契約書に人権デュー・デリジェンスの観点を盛り込んで、人権侵害に関与する主体に対する本県水事業の譲渡を予防すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○櫻井雅之公営企業管理者　まず運営権の譲渡につきましては、実施契約におきましてあらかじめ県の許可を得た場合に限り、移転することができると規定されているところでございます。この場合、県におきましては募集要項で定めました上下水道の運転管理費、いわゆる実績等を審査させていただきたいと思っております。また、外為法の規定等、全ての参加資格要件を満足するとともに、水道事業者としての適格性や運営体制につきましても厳格に審査を行った上で、最終的に県議会に提案をしまして、議決を受ける手続を経ることになるということでございます。このために、運営権移転先企業の適格性につきましては、契約書に明記しなくてもしっかりと対応できるのではないかと考えているところでございます。

○わたなべ拓委員　知事、先ほど指摘しましたように、今、大きく世界の論調が変わってきております。人権侵害に関与する国家の関与、これを絶対に許さないという決意、

しっかりとじませていただくことが、それこそ知事のレガシーにも影響することだと思いますので、しっかりと留意いただきたいと思えます。

さて、生活保護費のうち扶助費四十二億六千四百六十八万円が計上されております。そのうち、葬祭扶助の実績ですが、県所管の郡部については令和二年三十件、令和三年に十三件の実績があったということでもあります。葬祭扶助とは、生活保護を受けているなど経済的に困窮している人に対して、葬儀費用を自治体が支給するものであります。生活保護を受けてはいないが、経済的に困窮していて、葬儀の費用を賄えない遺族も適用の対象となり、遺族以外の人が葬儀を手配するなどの場合にも利用することができるといふことであります。孤立や経済的窮乏から、身内の死亡に際してどうすることもできず、死体を放置・遺棄してしまう事件が、本年度本県において八件確認されました。大変痛ましいことであります。福祉事務所を設置していない町村の生活保護事務は県の所管ですが、八件中三件は郡部で発生しております。今後、本格的な多死社会に移行するわけですが、県は町村だけでなく市に対しても生活保護事務に関して助言・指導や監査の役割が法定されております。そこで、困窮による死体遺棄を防止するために、市町村に対して生活保護制度の一環の葬祭扶助制度の活用を周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 生活保護法における葬祭扶助は、現に生活保護を受給しているなくても収入や資産の状況が保護基準を満たせば一時的に受給することができます。現在県では、生活に困窮し自立が困難な方からの相談があった際に保護のしおりを配布し、葬祭扶助も含め、どのような扶助が受けられるかを説明するとともに、ホームページ等で、生活保護制度を広く周知しております。今後は、ひきこもりの相談窓口であるひきこもり地域支援センターなども連携してできるだけの周知に努めてまいります。

○わたなべ拓委員 葬祭扶助については、県のホームページで重点的に紹介しているとは思いますがたい状況にまだあると思えますので、いま一步、施策展開をお願いしたいと思います。

さて、捜査活動費のうち、犯罪鑑識活動費一億五千二百七十四万円が計上されております。令和三年六月に死因究明等推進計画が閣議決定されました。政府は、高齢化による孤立死の増加や死因見落とし事案などに鑑みて、域内の死因究明関係者の課題共有、

対策立案のため、死因究明等推進地方協議会の設置を都道府県に促して、既に四十一都道府県では設置済みであります。政令指定都市を含む県で未設置なのは本県のみであります。政府からの累次の促し、県警からの意見具申もあつたと仄聞します。死因究明関係機関の連携促進、能力向上のため、早急に死因究明等推進地方協議会を設置すべきと考えますが、いかがですか。

○村井嘉浩知事 死因究明は、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、非常に高い公益性を有するものと認識しております。このため、協議会設置済みの都道府県の実施状況や関係機関の役割分担などの情報収集に努めてまいりました。現在、大学、医療機関、医師会、歯科医師会のほか、県警、海上保安庁など死因究明に関わる関係機関が地域における死因究明体制の実態を把握し、課題等を共有する死因究明等推進地方協議会の年度内設置を目指して、有識者などの意見を伺いながら、協議会の構成員等について検討を進めております。年度内の設置は難しいかもしれませんが、来年度早々にでも設置できるようにしてまいりたいと思っております。

○わたなべ拓委員 知事からの前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。この犯罪の見逃しを防いで、新型感染症を察知するなど公衆衛生の役割を担うこともある死因究明関係人材ですけれども、この養成は大変困難であります。この希少な人材をしっかりと養成して人材確保していくために、最も有効な施策は大学に寄附講座を設置することです。本県としても平成十七年を最初に、平成二十七年まで数件、東北大学医学部に寄附講座を設けた実績がございます。そこで、東北大学医学部などに薬毒物分析など死因究明に係る講座を設けて、死因究明関係人材の養成を期するというのはいかがでしょうか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 国の死因究明等推進計画において、大学等における死因究明等に係る教育拠点の整備のための取組の支援に努めるとともに、都道府県医師会と都道府県警察が連携した研修会の開催などにより、死体検案等に携わる医師の資質の向上を図ることとされております。県としましては、国との適切な役割分担を踏まえ、人材の確保と資質の向上に向けて必要となる取組などについて、今後設置いたします死因究明等推進地方協議会で有識者などの意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 東北大学の法医学分野など、本当にギリギリの努力をしていただいています。こういったところにしっかりと配慮していただきたいと思います。

さて、安定就労に向けた人材育成費一千九百万円が計上されています。オンラインを活用した人材育成事業ですけれども、初年度から大変な実績を出しておられて、関係課の佐藤課長、そして課員の皆さんの成果と敬意を表します。この訓練内容ですけれども、全ての授業がオンラインで完結し、しかも通信機器やPCの貸与も無償で対応可能ということで、既に就職を果たした方も現に複数いるということですので、本県はIT人材が大変不足している折柄でもあって、こうした事業、ぜひとも拡充していくべきと考えますが、知事のお考え、いかがでしょうか。

○千葉隆政経済商工観光部長 オンラインを活用したIT人材育成事業は、育児や介護等により通学での受講が難しい方を対象に今年度から実施しており、受講者の内訳を見ると就職氷河期世代を含む幅広い世代の方に受講していただいております。受講者の数や資格取得、就職など、本事業の実績をしっかりと検証し、事業内容の改善・充実を図るとともに、一層の利用促進に向けフリーペーパーやSNS、マザーズハローワーク青葉などの関係機関を活用し、事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 三十三名の訓練生のうち三十名が女性ということで、男女問わず、非正規雇用で、あまり人材投資を受ける機会に恵まれなかった就職氷河期世代の方々でありますとか、ひきこもりのの方々にもぜひとも御利用いただけるよう配慮願いたいと思います。

さて、県制百五十周年記念事業として二千九百五十万円が計上されております。記念誌を作成するそうですけれども、五十年前の百年史を見ても、渋沢栄一が出てくるのに、渋沢栄一の盟友であった仙台藩士富田鉄之助、第二代日銀総裁、東京市長も含まれましたね、郷土宮城県に甚大な貢献をされたのですけれども、こういう方々の打ち漏らしがあるのですね。大変残念だと思いますし、また今、ロシアの侵略がありますけれども、日露戦争で満州軍の主任参謀だった松川敏胤、陸の頭脳と言われた人ですけれども、この人も仙台藩士ですよ。こういった方々も、幅広くぜひとも紹介していただきたいし、また、歴史的な叙述については史実に基づく価値中立的な内容を求めたいと思いますが、知事、いかがお考えでしょうか。



○志賀真幸企画部長 今回の記念誌は、行政、産業、地域社会、芸術文化など、幅広い分野につきまして、百五十年の県の歩みを振り返る内容にしたいと思っております。様々な出来事とともに関わった人物についても触れてまいりたいと考えております。限られた紙面の中でございますが、全体的なバランスにも配慮しながら県民はじめ多くの皆様に、宮城県の歴史を伝えることができるよう努めてまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 前向きな御答弁をありがとうございます。広報費中、県政広報展示室運営費四万五千円が計上されております。この県政広報展示室は、十八階にありますけれども、一言で言う就先人顕彰の意気込みが感じられないのですよね。四万五千円という予算額にもあらわれてますけれども。この百五十年の節目に、もう少し先人顕彰のコンテンツを拡充していただきたいと思っております。また、奥羽越列藩同盟は、薩長新政府に対する新機軸として打ち出したわけですから、宮城県立県の際にほとんどの職員は旧仙台藩士だったわけです。この奥羽越列藩同盟の志と異なると、賊軍のレッテルを貼られてしまったと。その名誉回復のために、この近代をずっと我が先人は戦ってきたわけです。この名誉回復の戦いを後世に正しく伝えるためにも、本当は戊辰戦争記念館が県立だったらいいなと思うのですけれども、大阪御出身の知事だからこそ、こういうことに踏み込んだ御答弁をいただくことがむしろ面白いのではないかと思うのですが、知事、いかがでしょうか。

○村井嘉浩知事 我が県をはじめ、東北の先人たちが積み重ねてまいりました努力、そこに受け継がれてきた精神は大切に後世に引き継いでいかなければならないと考えております。広報展示室では、我が県や国の発展に尽力された四十一人の方々について、限られたスペースであるため、ほかのコンテンツとのバランスを考慮しながら、展示・紹介してまいりましたが、今後、内容の更新について検討してまいりたいと考えております。御提案のありました戊辰戦争記念館の設置につきましては、県内には既存の社会教育施設もあることから、別途新たな施設を設置するということはなかなか難しいと思っておりますが、御趣旨を踏まえた後世への伝承についてどのような取組が可能なのか検討してまいりたいと考えております。

○わたなべ拓委員 前向きな御答弁をいただいたと思っております。今日後ろの傍聴席には、仙台藩の戊辰戦争上下巻を著された木村先生もいらしています。知事のこうした歴

史検証の取組をしっかりと注視しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

イベルメクチンであります。イベルメクチンは、二〇一五年、ノーベル医学生理学賞を受賞した大村智教授が開発したのもとしても有名な寄生虫感染症治療薬ですが、オミクロン株に対する抗ウイルス効果があることも先に立証されているところでもあります。国としても、このイベルメクチンの適応外使用を可とすることを前提とした事務連絡も発出しております。ラゲブリオなどの経口薬と違って重症化リスクを要件としない、このイベルメクチンをもつと宿泊療養中あるいは在宅療養中の患者にも活用していただく余地があるものと考えますが、いかがでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 お話のイベルメクチンは、国内において駆虫剤として承認されておりますが、現状では新型コロナウイルスの感染症治療薬としての承認を受けておりません。医師が患者の状態や現在得られている医学的知見等を踏まえた専門的な判断により、個々の事例に即して適応外使用を行っているものと認識しております。適応外使用でありますことから、万が一副作用が出た場合に、国の医薬品副作用被害救済制度が適用されない可能性もありますことから、県としては承認薬を使用すべきものと考えております。引き続き、承認薬の情報等を医療機関等に対して周知してまいります。